よこはま 貴生活情報 | 12·1月号

"お互いに 一声かけて見守りを!"

発行:横浜市消費牛活総合センタ・

17 - 1

点検だけのつもりが高額請求に? 盤などの「点検商法」に注意!

「分電盤の無料点検をする」と突然来訪した事業者に、点検後 「漏電して火事になるかも」と言われ、不安になり20万円の 工事を契約してしまった。高額なので解約したい。

(相談者:80歳代女性)

分電盤や給湯器などの点検と称して電話や訪問をして 「すぐに交換しないと危険」などと言って、不安をあおり 契約させる点検商法の相談が増加しています。

「無料」や「定期」の点検と言われても、その場ですぐに 承諾せず家族などに相談し、慎重に判断しましょう。

、トラブル防止のポイント

- ✓ 突然訪問してきた点検は、インターホン越しに断る!
- ✓ 不安をあおられても、その場で契約しない!
- ✓ 断っても帰らない場合は警察に通報!



~消費生活教室のお知らせ~

【問合せ先】「消費生活教室」 担当電話 045-845-5640

令和7年12月5日(金) 14:00~16:00 相続を「争族」にしないために〈予約制〉 神奈川区役所大会議室 令和7年12月12日(金) 13:30~15:30 インターネット被害にあわないために 泉区役所4ABC会議室



横浜市消費生活総合センター 🔾 🏚 🧎 相談事例など暮らしに役立つ情報満載!

III 消費生活相談電話 045-845-6666 〔 ♥ 日 9:00~18:00 〕